

## 買ったとき・価格転嫁拒否

通常支払われる対価よりも、著しく低い代金を発注者から一方的に押しつけられる



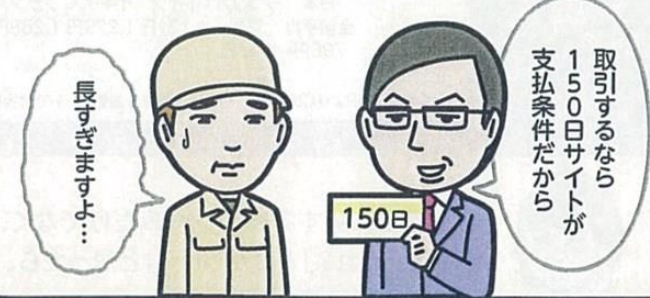
## 下請代金の支払い遅延

一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わない



## 割引困難な手形での支払い

一般の金融機関で割り引くことが難しい長期の手形で代金が支払われる



## 優越的地位の濫用

発注元の販売事業者から無償で従業員の派遣を強要される



まずは連合にご相談ください

# 不公正な取引にNo!



連合が相談を受け、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁などの関連機関へ通報します。

買ったとき  
価格転嫁拒否  
不当返品  
どうしたらいいの?

連合 価格転嫁ホットライン

# 03-5295-0514

【受付時間】 平日 午前10時～午後5時

これらの情報をご用意ください

- 違反行為を行っている事業者名
- 当該事業者の住所
- 違反行為の具体的事実(いつ・どこで・どんな行為がされたか等)